

富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(概要)

(1) 計画の法的根拠と関連計画

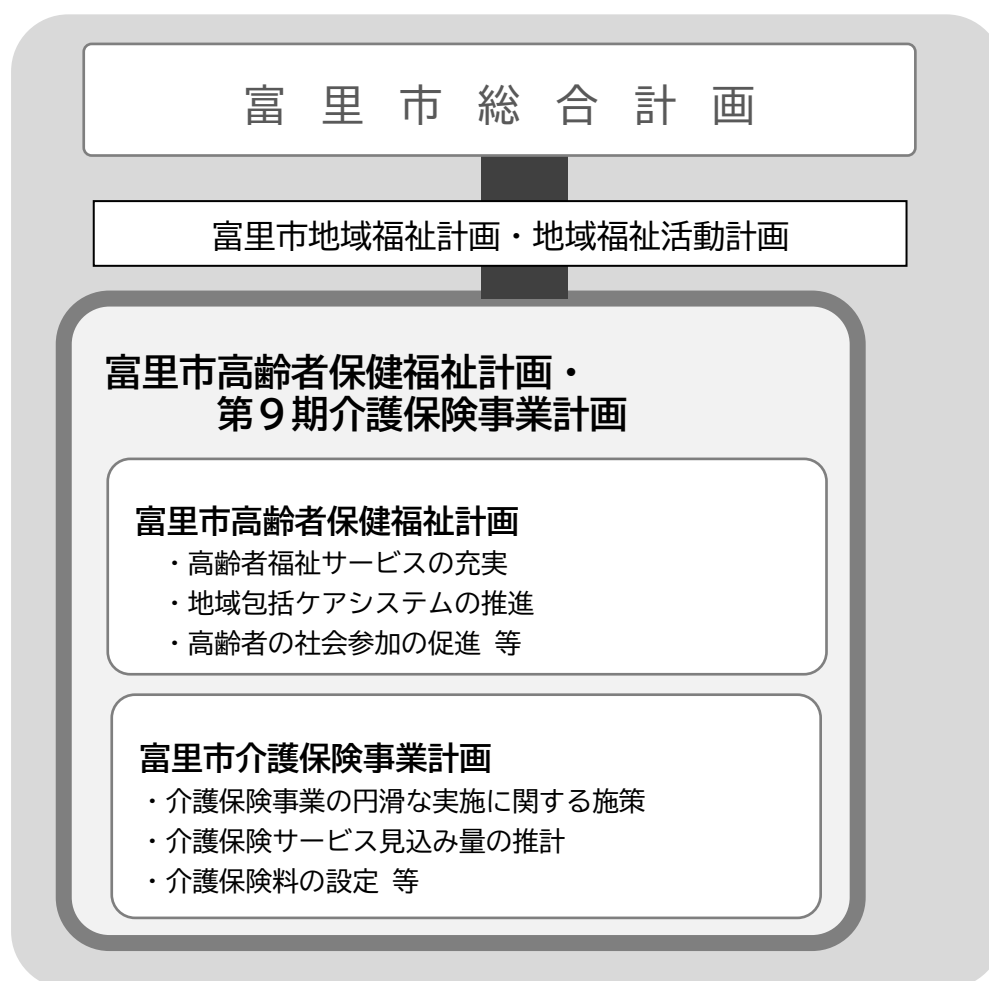
富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「第9期計画」といいます。）は、老人福祉法及び介護保険法の定めにより、次の2つの計画を一体的にまとめて策定します。

- 老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）
- 介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画

第9期計画は、国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に沿って策定し、千葉県の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合性を確保しています。

また、富里市総合計画を上位計画として位置づけ、本市の関連する個別計画とも調和し、連携を図っていきます。

■関連計画との関係



(2) 計画期間

第9期計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

介護保険法に基づき3年ごとに計画の見直し・策定を行うため、令和5年度に第8期計画の見直しを行い、第9期計画の策定を行います。

■計画の期間

年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第8期計画)	→											
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第9期計画)				→								
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第10期計画)							→					
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第11期計画)										→		

